

～経済的に不安のある方にも適切な医療を受けていただくために～

むりょうていがくしんりょうじぎょう  
**無料低額診療事業**

のご案内



**斐川生協病院**

ひかわ医療生協は、創設以来いのちの平等や受療権を守る立場を貫き、組合員とともに地域まるごと健康づくりを進めてきました。

しかし、近年、正規雇用と非正規雇用の比率が逆転し、年金支給年齢の繰り延べや社会保障費の削減による保険料・窓口負担の相次ぐ値上げなどにより貧富の格差は広がる一方で「子どもの貧困」も大きな社会問題となっています。

病人が患者になれない、困難な状況に置かれている方に寄り添い、公的制度や社会資源の最大限の活用を行うとともに、この無料低額診療事業を運用するものです。

## 無料低額診療事業とは

生活困難な方が、経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることの無いように無料または低額で診療を行うもので、社会福祉事業法に基づく事業です。

## 利用できる基準は？

当院で治療を受けている方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方。世帯収入を「生活保護基準額」にあてはめて 110%以内もしくは 130%以内の方が対象です。

## 対象になる診療費は？

当院の診療費に限ります。

減額または免除されるのは、規定により患者一部負担金の全額または一部です。入院の場合は食事療養費の標準負担額を含みます。

# 利用までの流れ

## 1. 相談

## 2. 申請

### 申請に必要な書類

(ア) 診療費減免申請書・・・病院に用意しています

(イ) 所得状況を確認できるもの（給与明細書または課税証明書、源泉徴収票、年金額改定通知書・振込通知書など）

(ウ) 健康保険証のコピー

## 3. 認定面談

## 4. 審査

## 5. 審査結果の通知



# 減額または免除の範囲と基準

医療保険が適用される診療範囲と食事療養費の患者負担分が対象です。調剤薬局でのお支払い（薬代）、介護保険の負担金は対象になりません。

世帯収入が「生活保護基準額」の110%以内であれば全額免除。130%以内であれば半額が免除されます。

# 利用後のこと

この事業は一定期間（原則3か月）の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、ご一緒に治療をすすめていきます。

この事業の適用にならない場合でも、状況改善のためにご相談に応じます。



# 斐川生協病院

## むりょうていがくしんりょうじぎょう 無料低額診療事業

医療費のこと、生活のことなど  
お困りごとがありましたら当院スタッフ  
までお気軽にご相談ください

まずは  
ご相談を

地域連携室 Tel 0853-72-3002

### ひかわ医療生活協同組合 斐川生協病院

〒699-0631 島根県出雲市斐川町直江 4883-1

お電話 TEL 0853-72-0321

ファックス FAX 0853-72-0322

ホームページもご覧ください

<http://www.hikawa-hp.com/>



斐川生協病院は組合員の病院です。あなたも組合員になりませんか。